

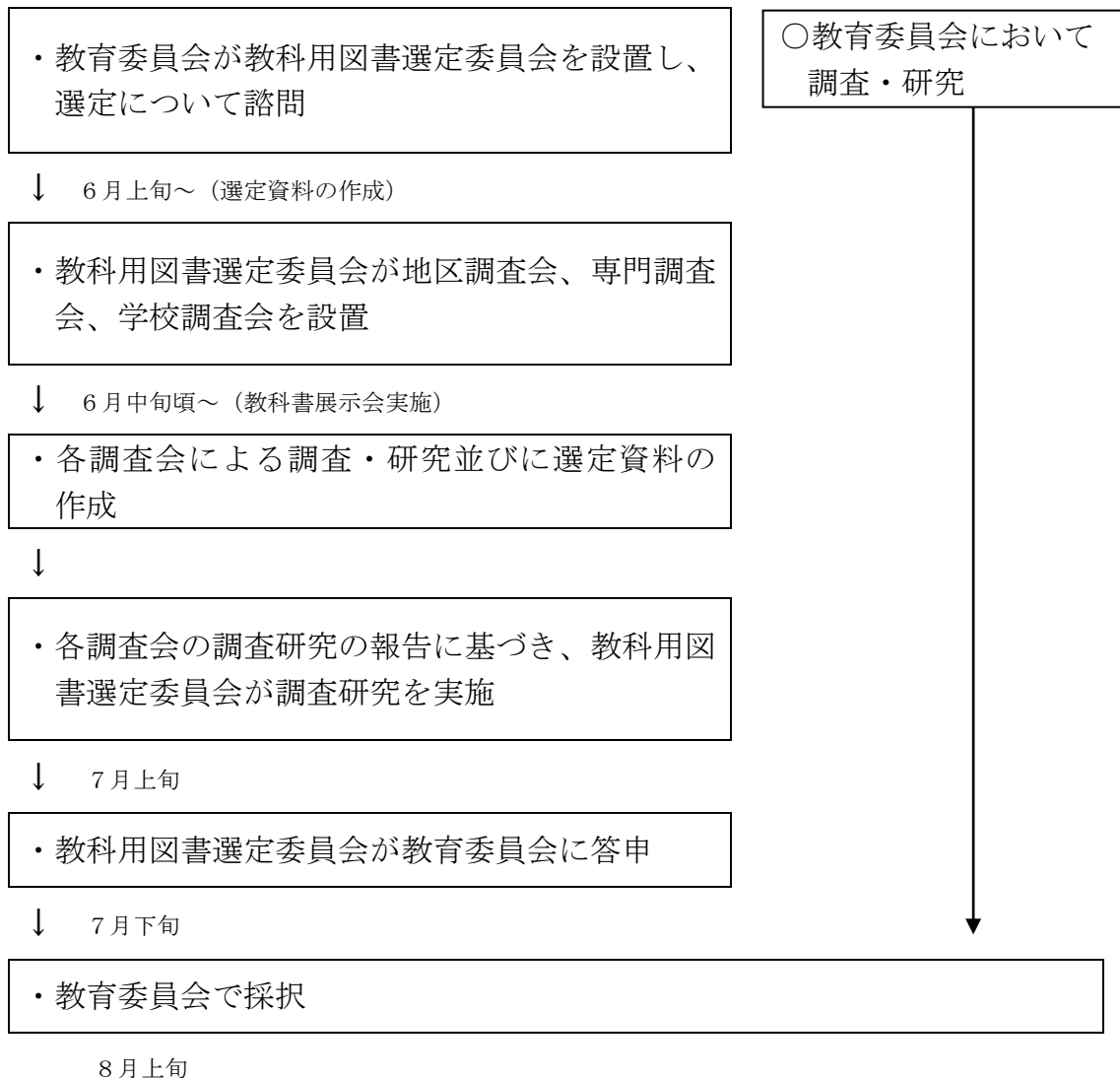
令和2年度使用義務教育諸学校教科用図書採択について

市立小学校の令和2年度使用の教科用図書については、「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置された大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「教科用図書選定委員会」という。）の厳正かつ公正な調査研究を経た答申を参照し、教育委員会において採択する。

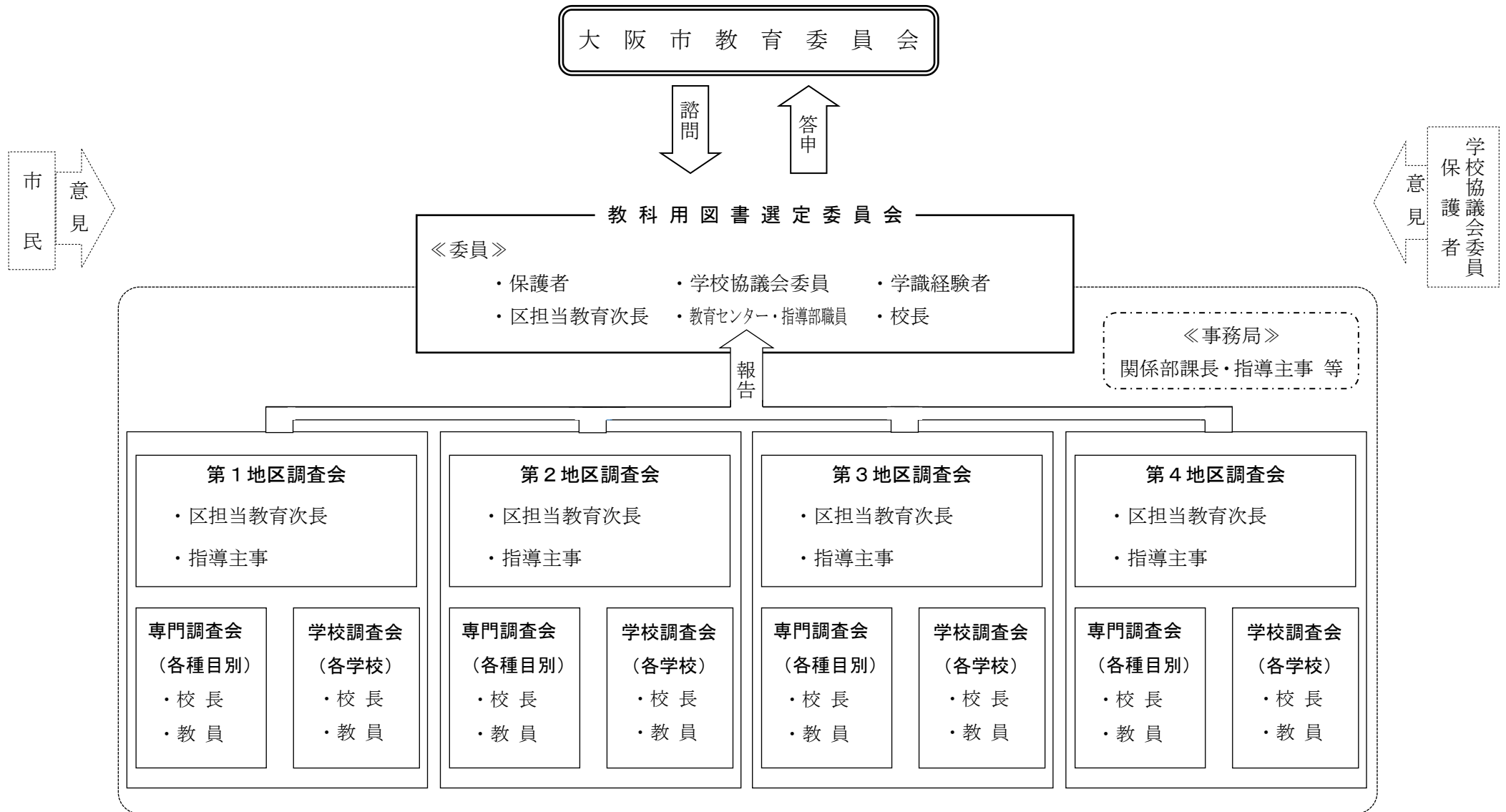
また、教育委員会は教科用図書選定委員会と並行して調査・研究をすすめるとともに、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行う。

本市における今年度の教科用図書採択地区は、分権型教育行政を推進する観点等から4地区に改正した。

① 採択の手順



② 採択の仕組み



③ 委員会・調査会などの役割

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育諸学校において使用する教科書として、採択地区ごと、種目ごとに、一種の教科書を採択する。
教科用図書選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の諮問を受け、別に定める各調査会等の調査研究の報告や意見等をふまえ、教科書の調査及び研究を行い、各種目について教育委員会に答申する。
地区調査会	<ul style="list-style-type: none"> ・区担当教育次長は、地区調査会の代表として専門調査会及び学校調査会の調査結果を執りまとめるとともに、教科用図書選定委員会に調査結果を報告する。 ・指導主事は、各調査の進捗管理及び調整を執り行う。
専門調査会 (種目別)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な立場から義務教育諸学校における教科書についての調査研究を行い、調査票を作成する。
学校調査会 (各学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書の調査研究を行い、学校長（又はそれに代わる者）は所定の様式により、各地区の専門調査会に報告する。
〈事務局〉	<ul style="list-style-type: none"> ・教科用図書選定委員会等に対して連絡調整を行い、教科書採択に関する事務を執り行う。
保護者 学校協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者ならびに学校協議会委員で、教育委員会に委嘱された者は、教科用図書選定委員会において教科書の調査研究を行い、意見を述べる。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書展示会において教科書を閲覧する。